

第2次春日井市障がい者総合福祉計画市民意見公募の結果

平成24年1月24日

1 計画に対する意見

| | 掲載ページ・区分 | 意見 | 考え方 |
|---|--|---|--|
| ① | 【P2】 I 計画策定の背景と趣旨 | 平成23年8月の障害者基本法の改正は抜本的な改正であり、その第1条はもとより、第3条はその柱とも言うべき内容が明確に述べられている。 その重要性からも、この第3条の全文をこの「I」の中にはっきりと挿入することが何より大切であると考え。そこで、2ページの11行に、「このような社会の実現は」として、以下に「第3条」全文を挿入する。 | 障害者基本法については、第2次春日井市障がい者総合福祉計画(以下「本計画」といいます。)において、その理念を全面的に踏襲し、そのことをP20の基本理念の中で記載しており、また、障害者基本法の条文を巻末に <u>掲載することから</u> 、P2については、現行の表記とします。 |
| ② | 【P3】 II 計画の性格 | 他の関連する計画として「新かすがい男女共同参画プラン」も加えるべきではないか。 | 障害者の権利に関する条約(仮称)にも、「障がいのある女子」の権利についての記載がされており、今後、「新かすがい男女共同参画プラン」との関連性が高まることが想定されることから、P3の図に他の関連する計画として「新かすがい男女共同参画プラン」を <u>加えることとします。</u> |
| ③ | 【P7~9】 II 障がいのある人の数の推移と推計 | 計画の冊子はカラー印刷だと思うが、年齢区分の色が濃淡だけでは、わかりにくい。モノクロ印刷でも、わかりやすい表示のものに変えてほしい。また、図表に番号をつけてほしい。 | <u>本計画の冊子の体裁については、視覚的にもわかりやすく、理解しやすいものとします。また、図表には、図表番号を付すこととします。</u> |
| ④ | 【P14、P18】 III 障がい福祉サービス・相談支援事業の実績と評価 IV 地域生活支援事業の実績と評価 | 実績の数字を見ながら、評価の所の記述が読めるようにP13とP14をA3用紙1枚に印刷し、P12~P14を一度に見ることができようにしてほしい。P16~P18も同様。 | <u>実績と評価を並べて見るができるよう構成する予定です。</u> |

| | 掲載ページ・区分 | 意見 | 考え方 |
|---|------------------------------------|---|---|
| ⑤ | 【P14】 Ⅲ 障がい福祉サービス・相談支援事業の評価 | P14の「評価」は重要なところでサービスごとのていねいな記述がほしい。18年度から22年度までの傾向と課題について共通理解のもとに、後半の新たな計画づくりという方向性に進みやすいのではないかと。制度変更に関する部分の解説もあるとよりわかりやすい。 | ここで示している評価は、見込み量に対して、実績がどうであったかを記載しているものです。 <u>評価については、各サービスの利用率を加えたことから表現を改めました。</u> また、本計画は、障害者自立支援法等の改正による制度の変更を織り込んだ内容となっていることから、その旨をP2「計画策定の背景と趣旨」に記載しました。 <u>なお、新たなサービスの内容については、P40に記載しました。</u> |
| ⑥ | 【P14、P18】 Ⅲ 障がい福祉サービス・相談支援事業の評価 | Ⅲ 障がい福祉サービス・相談支援事業の実績と評価について、数値だけの評価ではサービスの質の評価ができない。実際にどのような内容でサービスが行われているのか、事業所によって特徴があり利用者数や事業所の数だけで評価できるものではない。 | ここで示している評価は、見込み量に対して、実績がどうであったかを記載しているもので、サービスの質を評価するものではないことから、P14、P18のサービスの評価については、現行の表記とします。 なお、サービスの質については、利用者の視点に立ち、愛知県と連携し、基準の遵守を徹底するとともに、良質なサービスの提供が行われるようにします。 |
| ⑦ | 【P18】 Ⅳ 地域生活支援事業の評価 | 相談支援事業については、相談員の数と相談件数についての課題について、ここで触れるべきではないかと思う。 | 本計画の構成については、第2章でこれまでの実績をまとめ、今後の課題については第4章（P36以降）で整理していますので、第2章は現行の表記とします。 <u>また、相談支援事業の課題については、Ⅴ 生活支援の現状と課題（P36、37）に記載しました。</u> |
| ⑧ | 【P18】 Ⅳ 地域生活支援事業の評価 | 地域自立支援協議会についても「設置」という文言だけでなく、どのように発展したかについても触れてほしい。 | 地域自立支援協議会は、 <u>相談支援事業を効果的に実施するために市が設置する協議会等の一つであり、</u> その個別の活動状況は、計画に掲載する事項ではないと考えます。 |

| | 掲載ページ・区分 | 意見 | 考え方 |
|---|---------------------------|---|--|
| ⑨ | 【P20】 I 基本理念 | ここには、第3条が書かれているが、第3条第2号の途中で終わっていて、第2号の後段及び第3号については削除されている。これでは、画竜点睛を欠くと言わざるを得ない。 | 障害者基本法については、本計画において、その理念を全面的に踏襲しており、そのことをP20「基本理念」で記載しています。「第3条第2号の後段」については、その趣旨を基本理念に表現しています。また、第3号については、施策の1つと捉え、第4章（P36以降）で、その内容を踏まえた具体的施策を掲載していますので、P2については、現行の表記とします。なお、障害者基本法の条文を巻末に <u>掲載します。</u> |
| ⑩ | 【P21】 II 基本的視点 | 「差別の禁止」を設けたのは、大変良いが、次のⅢの「基本的施策と重点課題」及び「4 施策の推進」の何処にも入っていない。これは、単なる「お題目」か。「差別をどのように具体的になくすのか」という視点から「Ⅲ・基本的施策と重点課題」や「4 施策の推進」のところにその具体的内容を加筆すべきである。 | 本計画の「基本的視点」とは、具体的施策を強調したのではなく、計画全体にわたる横断的な考え方を示したものです。 なお、「障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合」を50%とすることを数値目標とし、これを実現するためにP29「4 施策の推進 I 啓発・交流 ①啓発・広報活動の推進」に具体的施策を掲載していることから、現行の表記とします。 |
| ⑪ | 【P21】 II 基本的視点 | …主体的にサービスを利用し自立した <u>生活</u> が送ることができるように…「生活を」に変更 | 「生活を」に変更します。【P21 1 自己実現の尊重】 |
| ⑫ | 【P23】 重点課題 | 重点課題なので目立つようにもっと大きなポイントの活字にしてほしい。 | <u>計画全体のバランスを考慮し、文字の大きさを改めます。</u> |
| ⑬ | 【P29】 I 啓発・交流 具体的施策 | キャラバン隊についてもどこかで触れてほしい。 | 相談支援事業所を中心とした啓発活動については、平成21年度から実施していることから、次の具体的施策を加えます。 「チームメッセンジャーによる障がいについての正しい知識の普及・啓発活動を実施します。」【P29 ①啓発・広報活動の推進 ウ】 |
| ⑭ | 【P30】 II 保健・医療 | 保健・医療における現状と課題が明確になるように文章を改めるべきではないか。 | 「4 施策の推進 II 保健・医療」の「現状と課題」については、明確になるよう整理しました。【P30】 |

| | 掲載ページ・区分 | 意見 | 考え方 |
|---|----------------------------|--|---|
| ⑮ | 【P31】 II 保健・医療 具体的施策 | 「②早期発見・早期療育体制の確立」の具体的施策「エ 児童発達支援を拡大します。」とあるが、具体的には何を指すのか。 | 「児童発達支援」とは、従来の児童デイサービスを利用した親子通所療育事業を指しており、希望の家で実施していますが、民間事業者の参入も多くみられることから、これを包含する表現とし、次のように改めます。 「児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業について、事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充が図られるよう努めます。」【P31 ②子どもの障がいの早期発見・早期療育体制の確立 エ】 |
| ⑯ | 【P33】 II 保育・教育 具体的施策 | 「乳幼児期から児童期、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが必要」とあるが、具体的な施策の中には、一貫した支援の姿が見えてこない。例えば幼児期から児童期につなぐための具体的な方策は、どこに書いてあるのか。 | 乳幼児期から児童期の一貫した支援の充実については児童発達支援センターが重要な役割を果たすと考えられることから、具体的な記述として、次の2つの具体的施策を加えます。 「サポートブックの活用により、障がいのある人の一貫した支援が図られるよう努めます。」【P33 ③障がい児の居宅生活の支援等の充実 オ】 「児童発達支援センターを拠点とした障がいのある子どもの支援体制について研究します。」【同 カ】 |
| ⑰ | 【P33】 II 保育・教育 具体的施策 | 「①障がい児保育の充実」の具体的施策「ア 障がい児保育を実施します。」とあるが、実施園を拡大するという意味なのか。実施対象者を広げるという意味なのかがわからない。具体的な表現にしてほしい。 | 「ア 障がい児保育を実施します。」は、市が保育園において、引き続き障がい児保育を実施することとしていることから、現行の表記とします。 |
| ⑱ | 【P33】 II 保育・教育 具体的施策 | 「①障がい児保育の充実」の具体的施策「イ 臨床心理士等による保育園巡回により、子どもへの支援方法を指導します。」とあるが、指導されるのは保育士だけか。「ウ 保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図ります。」との関連はどうなっているか。 | 保育園巡回は、臨床心理士による保護者と保育士を対象とするもの、大学教授による保育士を対象とするものがあります。このことを明確にするために、それぞれ次のように改めます。 「臨床心理士による保育園巡回により、保護者と保育士に子どもへの支援方法を指導します。」【P33 ①障がい児保育の充実 イ】 |

| | 掲載ページ・区分 | 意見 | 考え方 |
|---|----------------------------|---|---|
| | | | 「研修等により、保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図ります。」【P33 ①障がい児保育の充実 ウ】 |
| ⑱ | 【P33】 II 保育・教育 具体的施策 | 「①障がい児保育の充実」の具体的施策「カ 放課後児童健全育成事業を実施します。」とあるが、これではどういう事業内容なのかかわからない。行政として何を支援するのか。 | 放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（児童福祉法第6条の2第2項）で、子どもの家等において実施しています。不明確なので、巻末の用語解説に <u>掲載します</u> 。また、子どもの家は、入口にスロープを設けたり、職員に対する研修を実施するなど、障がいのある子に配慮した施設となっており、 <u>障がいのある子が利用する際は、状況に応じて職員の加配をしています</u> 。 |
| ⑳ | 【P35】 IV 雇用・就労 具体的施策 | 改正障害者基本法は、第3条で「障害者が…その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する…」としている。これからも、障がいのある人の就労・雇用の確保は喫緊の課題である。中でも、一般就労の充実は「生活の保障」に欠かせない。実効性を上げるためにも「①障がい者雇用の促進」に ○ ハローワーク及び商工会議所との連携(専門的領域との協力) ○ 障害者雇用促進トップセミナーの開催(トップの意識改革の促進) ○ 障害者雇用促進法のPR(法の周知の徹底)を加える。 | 障がいのある人の就労については、市としても重要な課題であると捉えており、企業や事業所に対する各種啓発や支援を行うこととしていますが、関係機関との連携については、調整に時間を要することもあり、現時点で個別具体的な施策を掲載することは困難と考えますが、施策推進協議会の委員からの助言もあつたことから、具体的施策を次のように改めました。 「障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用の促進に努めます。」【P35 ①障がい者雇用の促進 オ】 なお、「障害者雇用促進法のPR」については、「P29 ①啓発・広報活動の推進 キ」に含まれていることから、現行の表記とします。 |

| | 掲載ページ・区分 | 意見 | 考え方 |
|----|---|---|--|
| ②① | 【P37】 V 生活支援 具体的施策 | 2012年4月から施設におけるたん吸引と経管栄養が法的に認められた行為として実施されると聞いている。医療的ケアが必要な子どもたちとその家族が利用しやすい事業所が増えるよう尽力してほしい。 | 医療的ケアが必要な人が安心して、サービスを受けられるように具体的施策として次のように加えます。 「居宅介護、生活介護等（地域生活支援サービス）のサービス事業者にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保が図られるよう努めます。」【P37 ①障がい福祉サービスの充実 エ、②地域生活支援事業の充実 エ】 |
| ②② | 【P37】 V 生活支援 具体的施策 | より良い相談支援のために、社会福祉協議会が中心となり基幹相談支援センター方式を望む。 相談支援事業として充実した支援体制を整えるため、事業所か所数や人員数やスキル、体制（公正・中立）の見直しが必要と考える。 特に精神の事業内容から鑑みて現在、精神の相談支援事業所の自立支援協議会相談件数の報告からみても精一杯と感じる。新しい事業所の参画の支援も必要と考える。 | 相談支援の体制については、基幹相談支援センターを含め、よりよい相談支援事業が展開されるよう検討を進める <u>こととしているから、次の表記に改めます。</u> <u>基幹相談支援センターの設置を含め、障がい者生活支援センター等における相談体制について検討します。【P38 ②地域生活支援事業の充実 ケ】</u> |
| ②③ | 【P37】 V 生活支援 具体的施策 | P37②ケについて、「検討」という言葉ではなく、「虐待防止センターの設置」を〇〇までに実施、などとより明確にするべきである。 虐待防止法が施行されることは障がい者にとって画期的なことである。今回の計画の中で触れるべきである。 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、次の表記に改めます。 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発などを検討し、実施します。」【P37 ②地域生活支援事業の充実 コ】 |
| ②④ | 【P47】 VII スポーツ・文化・レクリエーション活動 数値目標 | サンアビ同様、総合福祉センターの利用状況（目標値）も取り上げてはどうか。障害者の文化的活動を知ることができると思う。 | 総合福祉センターは、障がいのある人の文化活動に寄与していますが、高齢者や児童なども教養の向上やレクリエーションのために利用する施設であることから、本計画の数値目標として掲げるのは困難と考えます。 |

| | 掲載ページ・区分 | 意見 | 考え方 |
|----|---|--|--|
| ②⑤ | 【P47】 VII スポーツ・文化・レクリエーション活動 数値目標 | 市が主催する講演会等における手話通訳派遣数を数値目標とする意味がわからない。必要と思われるときに、手話通訳者を設置するのがあたりまえのことではないかと思う。 | 市が主催する講演会等においては、すべて手話通訳を設置されていないのが現状です。この状況を改善するために、数値目標として掲げていることから、現行の表記とします。 |
| ②⑥ | 【P27～P49】 4 施策の推進 具体的施策 | 具体的施策の検討の時には積極的に障がい当事者の意見を聞くべきである。 | 計画掲載の具体的施策の検討に当たり、障がいのある人の意見を積極的に聞くことは、本計画の基本理念である「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を進めるために重要なことから、アンケート、ヒアリング、パブリックコメント等を実施しました。 |

2 その他

| | 意見 | 考え方 |
|---|---|--|
| ① | 現在の地域活動支援センターがアクティビティーセンターとして本人・家族がいつでも気軽に参加出来る場と示されているが、春日井市の障がい者総合福祉計画中間案には示されていない。今、示されているアクティビティーセンターの機能を含め、まずは家族の誰もがいつでも集える場を実現するために福祉計画に盛り込んで保障をして頂きたい。 | 現時点では、障害者総合福祉法（仮称）の詳細が明らかではないため、本計画に反映することは困難と考えます。 |
| ② | 精神障がい者の8割は、福祉サービスを利用せず、在宅で生活している。家族は、精神的負担や金銭的負担を含め、抱え込まざるを得ない。「地域社会における共生等」「差別の禁止」の観点を踏まえ、安心して地域で生活できることを願う。 | 本計画は、障害者基本法の理念に則り、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念としています。この基本理念を実現するため、体系的に施策を推進します。 |

| | 意見 | 考え方 |
|---|--|--|
| ③ | <p>福祉就労はもちろんのこと、一般企業への雇用拡大を推進してほしい。障がい者の就労状況や各種助成金制度の活用について企業に周知すべきである。</p> <p>また、障がい者の就労を支援できる人材を育成し、雇う側も、雇われる側も安心できる環境も整えてほしい。</p> | <p>障がいのある人の就労については、市としても重要な課題であると捉えており、企業や事業所に対する各種啓発や支援を行います。</p> <p>【P35「①障がい者雇用の促進 ア、イ、エ」に掲載】</p> |
| ④ | <p>相談支援について、指定を受けた事業者が自身の事業所で展開するサービスで相談者を囲い込むなどの閉鎖的・独占的な状況にならないよう中立な立場で対応することを求める。</p> | <p>障害者自立支援法の一部改正により、大きく体制が変わり計画相談支援が実施されます。市としても適切なサービスの提供が図られるよう努めます。また、計画相談支援が適切に機能するよう事業者に対し、指導を図ります。</p> <p>【P38「①障がい福祉サービスの充実 ウ」に掲載】</p> |
| ⑤ | <p>相談後どのような機関で支援を受けてどのような状態になっているのか、追跡できるシステムにすることで途切れない支援ができる。</p> | <p>新たに始まる計画相談支援では、利用支援計画を作成し、その後、定期的にモニタリングを行うこととなっています。計画相談支援が適切に機能するよう事業者に対し、指導を図ります。</p> |
| ⑥ | <p>市内の児童デイサービス事業所について、場所が偏在していることや、サービス内容に格差がある。来春の法改正でさらなるサービスの格差が出てくるのではないかと懸念している。地域の偏りをなくし、人材の教育を充実し、質の向上をお願いしたい。</p> | <p>児童デイサービスの事業所数は増加していますが、今後は、児童発達支援・放課後等デイサービスの更なる充実を図るため、事業者の参入を促すとともに、サービスの質の確保が図られるよう努めます。</p> <p>【P38「③障がい児の居宅生活の支援等の充実 ア、イ」に掲載】</p> |
| ⑦ | <p>児童デイサービス・日中一時支援の事業所は、どこも定員が満員で受け入れてもらえない。特に医療ケアが必要な場合断られてしまう。実際は利用できずに困っている子どもたちがいることを理解してほしい。</p> | <p><u>現在、児童デイサービス・日中一時支援の事業所がすべて満員という状況ではありませんが、医療的ケアが必要な場合については専門的な人材が不足していることから受け入れられないケースもあるようです。</u>医療的ケアが必要な人が安心して、サービスを受けられるようにするために、事業者にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保が図られるよう努めます。</p> <p>【P38 ①障がい福祉サービスの充実 エ、②地域生活支援事業の充実 エに掲載】</p> |
| | | |

| | 意見 | 考え方 |
|---|---|---|
| ⑧ | 卒業後の進路も不安。新しい希望の家はできないか。現在、希望の家などの施設に長年通っている人達があり、利用者が固定されていることから、新たな施設を用意するなどの年齢に応じた行き先を考えることが重要である。 | 障がいのある人の日中の活動の場の確保については、市としても課題であると捉えており、事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充が図られるよう努め、設置を支援することとします。 【P38「①障がい福祉サービスの充実 ア」に掲載】 |
| ⑨ | 他の障がい者並に精神障がい者も地域活動支援センターが必要である。 | 地域活動支援センターの事業所数は増加していますが、更なる充実を図るため、今後も、事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充に努めます。 【P38「②地域生活支援事業の充実 エ」に掲載】 |
| ⑩ | 親がいつまでも障がいのある子と過ごせるかどうかわからない。安心して入所させられる施設を確保してほしい。 | 市内の入所施設は、現在、満床です。今後は障がいのある人が地域で生活できるようグループホーム・ケアホームの整備の推進を図ります。 【P31 ③精神保健福祉施策の推進」に掲載】 |
| ⑪ | 精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者と同様に一般通院医療費を助成してほしい。市の障がい者施策に3障害の差別がないようお願いする。 | 精神障がい者の一般疾病に係る医療費の助成については、現在、愛知県福祉医療費支給事業補助金の対象となっていないことから、助成の拡充は大変厳しい状況ですが、愛知県の福祉医療制度の見直しの動向も注視しながら様々なシミュレーションを行っているところです。 |
| ⑫ | 現状の災害弱者避難所は、規模も小さく、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、お年寄りが一緒に生活できるのかが不安である。障がい者に特化した避難所はできないか。また、昼間に災害があれば、知的の子ならば、おもに春日台養護学校にいるため、養護学校を臨時の避難所にすることはできないか。 | 災害時における障がいのある人の受け入れなどについては、施設などと避難所に関する協定を締結しているところです。現在、春日台養護学校は避難所とはなっていませんが、今後、愛知県と協議を図りたいと考えています。 |
| ⑬ | 障がいを持った子どもに対するサービスはあっても、その親に対する支援がない。相談だけでなく、生活の支援（買い物支援、家事支援など）を受けられる体制を整えてほしい。親が心身ともに健康であることが、子どもの発達においても大きな影響があることだと考える。 | 現在のところ、障がいのある子どもの保護者に対する支援として、買い物支援や家事支援は検討しておりませんが、 <u>子どもの養育の支援が必要であると認められる家庭等については、家事支援等を行う制度がありますので、こちらを利用いただける場合があります。</u> |

| | 意見 | 考え方 |
|---|---|--|
| ⑭ | 愛知県においては、医療的ケアが必要な子どもは通学にも学校の送迎バスに乗ることができず、親が送迎しているため、時間が取れず、大切な用事も仕事も兄弟のことも多くをあきらめている。 | 地域生活支援事業の移動支援については、教育を受ける権利については当該教育機関が保障し、手段を講じるべきだとの考えから、通学を対象としていません。ただし、緊急時等の一時的に介護が必要な場合はこの限りではありません。 |
| ⑮ | ショートステイが月に7日間までしか利用できないため、なかなか家から出られない。 | ショートステイは、居宅において介護者が疾病その他の理由で介護できない場合、短期間施設に入所できるものであるため、1か月につき7日までとしています。 |
| ⑯ | ヘルパーの市外への派遣を認めてほしい。春日井市民病院で指示され、名大病院で手術した。色々用事をするのに夫婦二人ともが車いす生活をしている者にとって負担が大きすぎます。 | 居宅介護における通院等介助では市外の通院についても利用することができます。 |
| ⑰ | 身体障がい者手帳3級の方は、今年度からガソリン券が選択できなくなりタクシー券だけになったので困っている。元に戻してほしい。 | 障がい者移動支援事業（ガソリン券・タクシー券）は、公共交通機関の利用が困難な障がい者の方に対し、社会参加を促進することを目的としています。今回、限りある財源の中で今後も障がい者福祉を持続可能なものとしていくために、課題を整理し、制度の改正を行いました。 |
| ⑱ | 春日井まつりにおける啓発活動について、24年度は、この計画についても広報活動を行ってほしい。また、12月1日号の広報かすがいを活用するのもいいと思う。 | 本計画についても各種機会を通じ、周知を図り、啓発を実施します。 |
| ⑲ | 視覚障がい者への支援として、SPコードが有効だと思うが、積極的に普及に取り組んでほしい。 | SPコードの普及については、市としても啓発していきます。なお、本計画の冊子にSPコードを掲載する予定です。 |
| ⑳ | 市民病院や勝川駅の障がい者用駐車場は屋根が無いという苦情を聞いた。車いすの人の利用の実態を知っていたらもう少し検討されたのではないかと思います。 | <u>勝川駅の地上部分には、北側、南側ともに駐車場はありません。駐車を希望する場合は、地下駐車場を御利用いただけます。地下駐車場には障がい者用の駐車場があり、エレベーターを利用して駅まで雨に濡れずに行くことができます。</u> <u>市民病院の障がい者用駐車場には屋根がありませんが、建物に隣接する場所に守衛が管理する1人用の身体障がい者駐車場があり、雨天等の場合は、車いすを利用している人に対して守衛が傘をさすなどして、利用者には不便がないように配</u> |

| | 意見 | 考え方 |
|---|--|---|
| | | <u>慮しています。</u> |
| ⑳ | 障がい者・高齢者の活動の場である総合福祉センターは多くの登録団体が利用している。利用予約のための抽選会等現地に出向くことを強いられるのは老人や障がい者にとって大変なことが多い。 | <u>総合福祉センターの利用予約については、利用者の方々に公平に利用していたくため、抽選会方式で行っているところですが、団体登録証をお持ちいただければ、代表者の方に限らず他の会員の方でも参加することができます。なお、インターネットによる予約を検討しましたが、誰もが利用できる環境ではないことから導入を見送りました。</u> |